



アジトモ・コード

乗船署名状

ARTICLES OF AGREEMENT

繪獣を見つけ、育て、放つ。

記録は残し、分け前は出航の前に決める。

この船に乗る者は、出航の前に、次の掟すべてに署名する。
海賊がそうしていた。後の争いを防ぐため、というのが彼ら自身の説明である。

掟 十ヶ条

海賊がそう決めていたもの。出典は各条の下に置いた。この十ヶ条は変えない。足したものは、次頁に分けて書く。

一、 すべての者は、重要な決定において一票を持つ。

Roberts I — “Every man has a vote in affairs of moment.”

二、 分配は、出航の前に決める。全員が署名するまで、船は出ない。

三、 分け前は口数で分ける。ふつうに働く者を一口として、ほかは全部そこからの倍率で決める。

仕掛け人（船長）	2.0
分配役（護民官）	2.0
専門職（設計・意匠・医・技）	1.5
働く者	1.0
見習い	0.5

例：残り百万円、六人（仕掛け人1・分配役1・専門職1・働く者2・見習い1）なら計8.0口。一口125,000円 → 250,000 / 250,000 / 187,500 / 125,000 / 125,000 / 62,500円。

四、 分配役は、仕掛け人が任命しない。全員の投票で選ぶ。仕掛け人は、分配役が承認しないことを始められない。

Johnson 1724 — “the Captain can undertake nothing which the Quarter-Master does not approve... a humble Imitation of the Roman Tribune of the People.”

五、 最初に見つけた者に、最良の一挺を。その仕事の最初の選択権を持つ。

Low/Lowther VIII — “He that sees a Sail first, shall have the best Pistol.”

六、 最初に飛び込んだ者に、上乘せを。まだ形のない段階で動いた者に。

七、 傷ついた者への支払いは、分配より先に、共同基金から行う。

Roberts IX — “...he was to have 800 dollars, out of the public stock, and for lesser hurts, proportionably.”

八、 傷ついた者は、望むかぎり船に残ってよい。

Low VI — “...and remain aboard as long as he shall think fit.”

九、 共同のものを隠した者は、去る。額の大小は問わない。ただし、認められた取り分は、あらかじめ書いておく。境界のない禁止は、禁止ではない。

Roberts II — 閾値は銀貨一枚。同条は同時に「着替え一着の持ち出し」を公認している。

十、 仕掛け人は、投票で降ろせる。理由には、臆病、判断の誤り、そして独り占めが含まれる。

Rediker 1981 — “As the majority elected, so it could depose.”

この掟が及ぶ範囲 SCOPE

読みちがえないために

- 一、 この掟は、航海ごとの決めごとである。ひとつの繪獣（事業・案件）に乗るための約束であって、合同会社スタジオ繪獣の社員（出資者）になることや、その持分・議決権を得ることを意味しない。
- 二、 掟一条の「重要な決定」とは、①分け前の割り方 ②新しい航海に出るかどうか ③誰を乗せるかの三つをいう。それ以外の日々の判断は、その航海を預かる者が決める。船が止まらないための線である。
- 三、 掟三条の分け前は、その航海の粗利から、その航海に乗った者のあいだで分ける。会社全体の利益ではない。粗利の出し方（何を経費に入れるか）は、出航の前に紙に書いて全員に配る。
- 四、 法令と定款が先。この掟が法令・定款とぶつかるときは、法令と定款が勝つ。掟は、法が空けている場所を埋めるためにある。

この船で足した 三ヶ条

海賊の掟には無い。三百年前の船には、絵も、著作権も、秘密保持も、退職も無かった。足したのは、そのぶんである。

- 十一、 描いたものは、描いた者のものである。船の名で世に出したものは、船が使いつづけてよい。航海が終われば、描いた者は、自分の名でもそれを使ってよい。
ただし船の名（KAIJUUU、繪獣の名、紋）は船のものとする。繪獣は描かれて生まれる。だから、描いた手を先に書く。
- 十二、 伏せると決めたことは、降りたあとも伏せる。場所、値段、取引先、まだ出していない企画。伏せるものは出航の前に書き出す。期間は、降りた日から三年。
境界のない禁止は、禁止ではない。九条と同じ考えによる。
- 十三、 降りるときは、書いて降りる。終わった航海の分け前は、降りても残る。進行中の航海は、降りた日までの口数で清算する。名前と記録は船に残るが、消してほしいと書けば消す。
降り方を決めておかないと、乗り方も決められない。

この三ヶ条を足したのは、掟が古いままだと、会社のほうが歪むからである。絵の持ち主を決めずに絵で商売をすると、いつか描いた人と揉める。降り方を決めずに人を乗せると、降りるときに揉める。十ヶ条は変えない。足したものは、足したものとして分けて書く。どちらも同じ重さで守る。

いただいた書面の扱い

- 乗組員の選定にのみ使います。ほかの目的には使いません。
- 乗船に至らなかった場合は、六か月を目安に溶解処分します。返却はいたしかねます。
- 乗船された方の書面は、船の掟とともに保管します。削除のご希望は、いつでも承ります。

もめたときの順番

- まず、本人どうして話す。
- 決まらなければ、分配役（護民官）が聞く。分配役は、仕掛け人の側に立たない。掟四条のとおり、投票で選ばれているからである。
- それでも決まらなければ、乗っている全員の投票にかける。
- 投票でも決まらないときは、双方が合意した外の人（弁護士・税理士など）に見てもらう。
- どの段階でも、話した内容は書いて残す。

署名 SIGNATURE

わたしは、アジトモ・コード十ヶ条と、この船で足した三ヶ条、およびその及ぶ範囲をすべて読み、その内容に同意したうえで、この船に乗ることを望みます。
この署名が航海ごとの約束であって、合同会社スタジオ繪獣の社員（出資者）になることや、その持分・議決権を得るものではないことを、承知しています。
定員はないこと、そして一度降りた者も、もう一度名乗りを上げて署名すれば乗ってよいことも、承知しています。

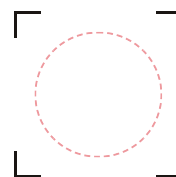
ふりがな	
氏名	自署をお願いします
生年月日	年 月 日
住所	〒 ー
連絡先	電話 メール
何ができるか	経歴、職歴、手を動かせる領域。繪獣を描ける手段は問いません。絵、文、音、料理、営業、計算、運転、なんでも。
望む役	デザイン／治癒／楽／技／仕掛け／分配役／見習い など、自由に。空欄でも構いません。
再乗船の方へ	以前この船に乗っていた時期と、そのときの役をお書きください。
署名日	年 月 日

自署

ご自分の手で、名前を書いてください。印字は受け付けていません。
届いた署名は、船の掟に輪の形で綴じます。海賊がそうしたように、上から順に並べません。

血判

朱肉の拇印でも可



送り先

〒085-0815
北海道釧路市材木町5-23
合同会社スタジオ繪獣 釧路支社
長谷川拓也 行

送り方

- この署名状は郵送のみで受け付けます。
- 三枚とも同封してください。
- A4を三つ折りにして、長形3号の封筒へ。

切手代 **110円**（定形郵便・50g以内）
確実に届けたい方は簡易書留（+350円・計460円）も。

書面の扱いは前頁のとおりです。返事は釧路支社から差し上げます。
血判は象徴です。無理をなさらないでください。朱肉の拇印で、まったく同じ扱いをします。